

令和6年度琉球大学法科大学院  
B日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子

1

民法〔全450点中150点〕

令和5年11月11日（土曜日）  
9時30分～11時00分（90分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙6枚、下書用紙2枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題（150点）

次の【事実1】を読んで〔設問1〕に答え、【事実2】を読んで〔設問2〕に答えなさい。

### 【事実1】

- 1 Aは、令和2年4月10日、Bとの間で、弁済期を同年10月10日として、Bに事業資金500万円を貸し付ける旨の契約（以下「契約①」という。）を締結し、同日、契約①に基づき500万円をBに交付した。また、同日、AとBは、契約①に基づくBのAに対する借入金債務（以下「本件債務」という。）を被担保債権としてBが所有する本件土地（時価約500万円）に第1順位の抵当権を設定する旨の契約を締結し、同日、本件土地につき第1順位の抵当権設定登記を了した。
- 2 Bは、弁済期である令和2年10月10日を経過しても、Aに対し本件債務の弁済をしなかった。その後、Bが本件債務の弁済をすることなく、同7年10月10日が経過し、本件債務につき、民法166条1項1号が定める消滅時効が完成した。
- 3 Bは、令和7年10月18日、事業資金に窮し、友人Cに急ぎ500万円を貸して欲しいと懇請した。Cは、Bから、Aに対する本件債務につき消滅時効が完成していること、Bがその時効を援用する予定であることなどの説明を受け、さらに、友人Bを助ける気持ちもあって、取り急ぎ本件土地（時価約500万円）に第2順位の抵当権を設定することを条件にBに融資することにした。  
  
そこで、Cは、同月20日、Bとの間で、弁済期を同8年4月20日として、Bに事業資金500万円を貸し付ける旨の契約（以下「契約②」という。）を締結し、同日、契約②に基づき500万円をBに交付した。また、同日、CとBは、契約②に基づくBのCに対する借入金債務を被担保債権として本件土地に第2順位の抵当権を設定する旨の契約を締結し、同日、本件土地につき第2順位の抵当権設定登記を了した。
- 4 しかし、令和8年1月に入り、Bは、事実上倒産して無資力状態となり、本件債務につき消滅時効の援用をすることなく、行方をくらませた。

- 5 Bと連絡が取れなくなったCは、令和8年2月に至り、Aに対し、㉗本件債務の消滅時効を援用し、㉘本件土地についてのAの第1順位の抵当権設定登記の抹消登記手続を求めて提訴することにした。

〔設問1〕 ※設問1については、令和8年2月を現在として検討すること。

- (1) 下線部㉗におけるCのAに対する本件債務の消滅時効の援用につき、Cは自らを援用権者として消滅時効の援用ができるか、問題の所在を指摘したうえ、判例法理も踏まえつつ論じなさい。(40点)
- (2) 仮に下線部㉗においてCが自らを援用権者として消滅時効の援用ができないとした場合、CがAに対して本件債務の消滅時効を援用しうるその他の法律構成を指摘したうえで、その法律構成においてCの消滅時効の援用が認められるか、事案に即して論じなさい。(30点)
- (3) 仮に下線部㉗のCの時効の援用が認められるとした場合、下線部㉘におけるCのAに対する抵当権設定登記の抹消登記手続請求は認められるか、Cの請求が民法上のどのような権利を根拠としているのか明らかにしたうえで、Cの請求の可否を事案に即して検討し、簡潔に述べなさい(20点)

## 【事実2】

- 1 Dは薬剤師であり、個人として薬局の経営をしていたが、納税上個人企業による経営は不利であると考え、法人化し、薬局を経営するE株式会社(以下「E社」という。)を設立した。もっとも、その妻Fが従業員として手伝ってはいるものの、株主はDのみで、Dが唯一の取締役(代表取締役)であった。E社にはD以外に薬剤師はおらず、個人企業のとときと同様、Dのみで薬局の営業をしていた。つまり、E社は会社という形式をとっているが、実質上はDの個人企業といえ、E社にとっ

てDなしでは薬局の営業ができない状況であった。

- 2 そのような状況で、Dは、横断歩道を歩行中に交通事故に遭い、全治1年（入院治療10か月、通院治療2か月）の傷害を負った。加害者は、Gであり、Gが普通乗用自動車を運転中、前方不注視等の過失により、横断歩道を歩行中のDに自車を衝突させたのが本件事故である（本件事故は、専らGの過失によって発生したものであり、Dには過失相殺されるような事情はなかった。）。
- 3 E社設立以降本件事故前のE社の業績は順調で安定していたが、本件事故によってDが営業活動を行うことができなくなったため、本件事故後Dが退院して十分な営業活動ができるようになるまでの1年間のE社の売り上げは大きく減少し、E社の純利益は、事故前と比較して1年間で1000万円減少した。
- 4 Dが完治した後、不法行為に基づく損害賠償として、GからDに対し治療費等の積極損害や慰謝料は適切な賠償金の支払いがなされた。しかし、本件事故後、入院中も含めてE社からDへの役員報酬は全額支払われていたため、D個人の収入に減少はなく、休業損害の賠償金の支払いはなされなかった。
- 5 そこで、E社が、本件事故により、E社の売り上げ減少による逸失利益1000万円の損害が発生したとして、Gに対し、1000万円の損害賠償請求をした。

## 〔設問2〕

本件事故の直接の被害者はDであり、E社は間接被害者、E社の被った逸失利益1000万円は間接損害といえる。かかるE社の加害者Gに対する民法709条に基づく1000万円の損害賠償請求が認められるか、（仮にDが法人化せず個人で薬局を営んでいた場合であればどうなるかも検討しつつ、）本件における民法709条の要件に該当する事実の有無を事案に即して検討し、結論を述べなさい。（60点）。

以上

【出題趣旨】

設問1は、消滅時効、債権者代位権及び抵当権等の民法の幅広い分野に関する条文や判例等を具体的事案に適切に適用できる程度に体系的に理解しているかを試す問題である。

設問2は、不法行為の分野から、企業損害（間接損害）の損害賠償請求に関する条文や判例等を具体的事案に適切に適用できる程度に理解しているかを試す問題である。

いずれも民法の条文や判例等に関する基礎的理解の有無を試すことを中心に、事例分析力、論理的思考力、法解釈適用能力等理論的かつ実践的な応用力を有するか、そしてこれを適切に構成・論述できる能力を有するかを試す問題である。

【採点基準】

第1 設問1 (90点)

1 小問(1)・・・40点

<採点における主なチェックポイント>

- ・ 後順位抵当権者が民法145条の「権利の消滅について正当な利益を有する者といえるか」という問題の所在を理解しているか。
- ・ 後順位抵当権者が時効の援用権者に含まれないとする判例法理を具体的事案に適用できる程度に理解しているか。
- ・ 問いに答える形で結論を述べているか。

2 小問(2)・・・30点

<採点における主なチェックポイント>

- ・ CがAに対して本件債務の消滅時効を援用しうるその他の法律構成として民法423条の債権者代位権が指摘できているか。
- ・ 被保全債権が何か特定できているか、被保全債権との関係で債権者代位権行使のためにどのような要件が必要とされるか理解できているか。
- ・ 債権者代位権行使の要件該当性につき、事案に即した適切なあてはめができているか。
- ・ 問いに答える形で結論を述べているか。

3 小問(3)・・・20点

<採点における主なチェックポイント>

- ・ Cの請求が抵当権に基づく妨害排除請求権を根拠とすることが理解できているか。
- ・ 物権的請求権としての抵当権に基づく妨害排除請求権の発生要件が理解できているか。
- ・ 抵当権に基づく妨害排除請求権の発生要件該当性につき、事案に即した簡潔なあてはめがなされているか。

2024(令和6)年度法律試験問題〔民法・B日程〕

- ・ 問いに答える形で結論を述べているか。

第2 設問2 (60点)

<採点における主なチェックポイント>

- ・ 企業損害（間接損害）の損害賠償請求を限定的に肯定している判例法理を、民法709条の要件に適切に位置付けつつ、具体的事案に適用できる程度に理解しているか。
- ・ もしDが法人化せず個人で薬局を経営していた場合であればどうなるかにつき、問いに答えるために必要な形で検討されているか。
- ・ 民法709条の要件に該当する事実の有無を事案に即して検討できているか。
- ・ 問いに答える形で結論を述べているか。

令和6年度琉球大学法科大学院  
B日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 2

刑法〔全450点中100点〕

令和5年11月11日（土曜日）  
11時20分～12時20分（60分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙4枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

【問題】

XはかねてよりVに対して恨みを持っていた。そこで、XはVを殺害するため、V宅に忍び込み就寝中のVを殺害することを計画した。Xが3か月に渡り調べたところ、Vは午後10時には就寝し、夜中は起きることはなかったことから、午前1時には熟睡していると思われた。また、Vが自宅以外で寝ることは、Xが調べた間に一度もなかった。

そこで、ある年の11月11日、午前1時、XはV宅に忍び込んだ。XはVの寝室に入ると、普段Vが寝ているベッドに布団がかかっており、人が寝ているように盛り上がりがあった。XはVが寝ていると思い、ベッドに向けて拳銃を一発発射した。しかし、その日、たまたまVは残業で不在であり、ベッドにはVがかわいがっていた大型犬が寝ていた。幸いに弾丸はその犬には当たらず、犬は無事だった。

〔設問〕あなたが検察官であるとして、Xに殺人未遂罪が成立すると主張する場合、その主張を説明しなさい。



## 2024(令和6)年度法律試験問題〔刑法・B 日程〕

### 【配点】

- |            |      |
|------------|------|
| 1 問題の所在の把握 | 30 点 |
| 2 学説の対立の理解 | 30 点 |
| 3 あてはめ     | 30 点 |
| 4 その他      | 10 点 |

### 【解説】

- 1 Xが「発射した」行為は、「人を殺」(199条)す行為に該当することを主張する必要がある。そこで、不能犯を検討することになる。

主として具体的危険説と客観的危険説が主張されているが、Xの罪責を殺人未遂罪として主張するためには、前者の考えを採用するのが素直であろう。

同説では、危険性の判断について、①行為時に一般人が認識しえた事実および行為者が特に認識していた事実を基礎に、②一般人の立場から危険性を判断するものと解されるところ。

この考えから、本問をあてはめることになる。Vは午後10時には寝てしまい夜起きることはなく午前1時には熟睡していると思われたこと、Vが自宅以外で寝ることはXが調べた3か月間に一度もなかったこと、人が寝ているように盛り上がりがあったこと、などを使いながらあてはめて頂きたい。

また、あてはめにあたっては、①及び②を分けて整理できることも重要となる。

- 2 なお、住居侵入罪(130条前段)については言及する必要はない。

以上

令和6年度琉球大学法科大学院  
B日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 3

憲法〔全450点中100点〕

令和5年11月11日（土曜日）  
13時15分～14時15分（60分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙4枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

次の【問題】を読んで、〔設問〕に答えなさい。

【問題】

A市議会議員の甲は、202×年×月×日、市議会の本会議において、正体を隠して相手に近付き、ある程度の間関係を築いてから"宗教団体の一員である"と明かし、入会を断れないように追い込むという信者の獲得手法が社会問題化していることを挙げて、「正体を隠した宗教の勧誘を規制する条例をつくる予定はないか」と、A市長に対して質問を行った。その際、甲は、以下のような発言（以下「本件発言」という。）をあわせて行った。

「最近、B教会という宗教法人の勧誘の問題が報道でも取り上げられているところです。そもそも、B教会は、室内の電磁波や地場を調整するという怪しい器具を、健康不安を煽って高額で情報弱者に売りつけ、金を巻き上げる凶悪な反社会的存在です。また、B教会の教義の解釈では、輸血や生体移植手術は禁止されます。しかし、週刊誌報道によれば、B教会の代表者は自らの病気治療のため、海外で生体移植手術を密かに受けたということであります。宗教の名に値しない、嘘ばかりの団体です。」

後日、甲は、自身が発行する政治活動広報紙に「×月議会で市長に質問を行いました」と、甲の活動の報告として、議場内で行った上記各発言と同一の内容を掲載し（以下「本件紙面発言」という。）、地元新聞の朝刊の折込みチラシとして約7000枚をA市内の新聞購読者に配布した。

B教会は、代表者が病気治療のため海外で手術を受けた事実等はなく、この点に関する週刊誌報道は事実無根であることを公に何度も指摘してきた、本件発言と本件紙面発言によって教会の名誉が毀損されたと、公式ホームページに抗議声明を公表した。また、甲に対して、弁護士Cから「受任通知」が発出された。同通知は、弁護士CがB教会から依頼を受けて同教会の代理人となったこと、甲に対して損害賠償請求訴訟を提起する予定であるが、甲の対応によっては名誉毀損の刑事告訴も検討せざるをえなくなることを、知らせるものであった。

〔設問1〕

地方議会議員の甲が、市議会内で行った本件発言が人の名誉を侵害する発言であると仮定した場合に、甲は法的責任を問われるか。このとき甲が国会議員であった場合と対比して、憲法上の観点から論じなさい。

なお、B教会に対する名誉毀損が成立するか否かについては論じなくてよい。

〔設問2〕

甲が発行する政治活動広報紙上でなされた本件紙面発言が、人の名誉を侵害する発言であると仮定した場合に、地方議会議員の甲は法的責任を問われるか。このとき甲が国会議員であった場合と比較して、憲法上の観点から論じなさい。

なお、B教会に対する名誉毀損が成立するか否かについては論じなくてよい。

**[出題趣旨]**

地方議会議員が議会内で人の名誉を侵害する発言をした場合、民事上、刑事上の責任を問われるか。これが国会議員であった場合はどうか。両方の場合について、憲法上の観点から論じさせる問題である。本問で参考となる判例としては、憲法第51条の定める議員の免責特権に関する札幌病院長自殺事件(最判平成9年9月9日民集51巻8号3850頁)がある。

設問1・2は、議員の発言に対する免責特権をテーマとしている。憲法51条は、「両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。」と定める。同規定の目的は、全国民の代表たる国会議員の職務執行の自由を保障することにあるとされ、免責特権の保障は、基本的に憲法51条にいう「演説、討論又は表決」に限定されることなく、学説では、議員の国会内における意見表明とみられる行為や、さらには国会議員としての職務行為に付随する行為にも及ぶものと解されている。そうすると、国会議員の場合については、原則として、議員個人は免責され、いかなる法的責任も負わないものと解釈される。もっとも、上記札幌病院長自殺事件によれば、国会議員にこうした広範な裁量が認められるのは、「その職権の行使を十全ならしめるという要請に基づくものであるから」で、「職務とは無関係に個別の国民の権利を侵害することを目的とするような行為が許されないことはもちろんであり、また、あえて虚偽の事実を摘示して個別の国民の名誉を毀損するような行為は、国会議員の裁量に属する正当な職務行為とはいえない」という。かかる判示に照らして、免責特権の効果が及ばない余地を検討してもよい。

他方、地方議会議員の場合は、憲法51条の適用はなく、そもそも憲法上に地方議会議員の免責特権に関する規定はない。国会議員に与えられている各種の議員特権を当然にもつものとは考えられず、その民事上、刑事上の責任を特別に免責する法的根拠は存在しないことになる。この点、国会に関する憲法51条をそのまま地方議会について類推適用できるかについては、住民自治の原則等の「地方自治の本旨」に照らして消極的に解される。もっとも、自らが発行する政治活動広報紙上の本件紙面発言については、甲は議員としての肩書で発行を行ってはいらぬものの、「院外の」活動である。そこから、国会議員・地方議会議員いずれについても免責特権の適用がないと考えても差し支えない。他方で、議院内で行った発言と同一である限りで、少なくとも国会議員にその責任を問うことは、議院内の質疑応答などの職務との関連から、免責特権の趣旨を没却しかねないともいえる。この点に鑑みて、本件紙面発言にも免責を及ぼす余地を論じてよい。

**[採点基準]** 合計 (100)

**設問1** (65)

憲法51条に関する免責特権の意義への言及 20

本件各発言が議員としての職務を執行する目的で行われたことへの言及 10

地方議会議員の免責特権に関する憲法上の規定がないことへの言及 5

国会議員の議場内での発言に対する免責特権の適用の可否 15

地方議会議員の議場内での発言に対する免責特権の適用の可否 15

設問2 (35)

本件紙面発言に職務執行上行った発言が含まれることへの言及 5

本件紙面発言が「院外」でなされた行為といえるか否か 10

地方議会議員による本件紙面発言に免責特権の適用があるかどうかの検討 10

国会議員による本件紙面発言に免責特権の適用があるかどうかの検討 10

令和6年度琉球大学法科大学院  
B日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 4

商法〔全450点中50点〕

令和5年11月11日（土曜日）  
14時35分～15時05分（30分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙3枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

【問題】

Y 株式会社（以下、Y 社という。）は、公開会社であり株券発行会社である。Y 社株主の A は X に対して株式譲渡契約に基づき株券を譲渡したが（以下、本件譲渡という。）、当該譲渡に関して Y 社株主名簿の書換えはなされておらず、株主名簿上の株主は A のままであった。

以上を前提に、各小問の事実に基づいて、Y 社が株主総会で議決権を行使させたことが適法かについて論じなさい（各小問は別個独立の問題とする。）。

小問 1

X は Y 社に対して株主名簿の名義書換請求を行っていなかった。しかし、Y 社は本件譲渡の事実を把握していたため、株主名簿上の株主である A ではなく、株式譲受人たる X を株主として扱い株主総会で議決権を行使させた。

小問 2

X は Y 社に対して株券を呈示し株主名簿の名義書換請求を行ったが、Y 社は当該名義書換を不当に遅延させていた。その後、Y 社は、株主名簿上の株主は A であることを理由として、株主総会で A に議決権を行使させた。

**【出題趣旨】**

本問は株主名簿の名義書換未了時における株式会社による株主の取扱いについての理解を確認するため、①株主名簿上の株主ではなく株式譲受人を株式会社は株主として扱うことができるか、②正当な事由なく株主名簿名義書換請求を不当に遅延させているような場合に会社は株主名簿上の株主を依然として株主として扱うべきか、以上の2点について出題するものである。各小問とも株主名簿書換請求における基本的な問題であり、判例または学説の正確な記述が要求されるところである。

**【採点基準】**

- ・判例の見解に立てば、株式会社は株主名簿上の株主ではなく株式譲受人を株主として扱うことができるとの指摘（15点）
- ・会社法130条1項2項における会社に対する対抗力の趣旨（10点）
- ・判例の見解に立てば、適法な株主名簿書換請求が行われたにもかかわらず、正当な事由なく名義書換が行われていない場合、株式会社は株主名簿の上の株主を株主として扱えず、株式譲受人を株主として扱わなければならないとの指摘（20点）
- ・小問2の株主総会決議において取消事由（決議方法の法令違反）が認められるとの指摘（5点）



民事訴訟法〔全450点中50点〕

令和5年11月11日（土曜日）  
15時10分～15時40分（30分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙3枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

**【問題】**

Xは、建物を所有者Aから賃料月額10万円、期間3年間の条件で借り受け、100万円の敷金を交付した。その後Yは、Aから建物を譲り受け、賃貸人の地位及び敷金返還義務を承継した。ところが賃料増額の交渉の際、Yが敷金の交付の事実を争い、敷金の返還義務を負わないと主張したので、XはYを被告として敷金返還請求権の存在の確認を求める訴えを提起した。これに対してYは、賃貸借契約の継続中にそのような訴えを提起することは許されないから、訴えは却下されるべきであると主張した。

裁判所は訴えを却下すべきか。

**【出題趣旨】**

最判平成11・1・21民集53巻1号1頁をモデルとする。賃貸借契約継続中に敷金返還請求権の存在確認の訴えを提起することが許されるのか、確認の利益に関する理解を問う問題である。敷金返還請求権は、賃貸借契約の終了後、賃貸物が返還された時に、それまでに生じた敷金の被担保債権一切を控除した後に具体化する権利であって、賃貸借契約継続中はいまだ具体的内容(金額)が未確定であるから、内容確定前にその存在を確認してみても紛争解決の実効性が薄いのではないかと、確認の利益には疑問がありうる。解答者は、確認の利益の有無を判断するために、確認対象選択の適否、及び即時確定の利益の両面から検討することが求められる。

**【採点基準】**

- |   |                      |     |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 確認の利益の意義と判定基準        | 20点 |
| 2 | 確認対象選択の適否・即時確定の利益の検討 | 20点 |
| 3 | 結論                   | 10点 |